

## 平川市マイロード・マイタウン整備事業費補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

### (趣旨)

第 1 条 市は、市民と行政がそれぞれの知恵と責任において、連携を深めながら取り組む協働まちづくり活動を推進するため、町内の住民で組織された町会（以下「町会」という。）が行うまちづくり事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該町会に対し、平川市マイロード・マイタウン整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成 18 年平川市規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町会が行う公共施設等の整備及び維持補修に係る経費のうち、次のとおりとする。

- (1) 原材料費
- (2) 借上料
- (3) 燃料費
- (4) その他、市長が特に認めたもの

2 前項各号に規定する経費には、次の各号に掲げる経費は含まないものとする。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業に取り組む組織が町会内にあり、これらの事業で実施可能な事業に係る経費。
- (2) 町会が管理する建築物及び建築物に附帯する設備に係る経費。

### (補助金額等)

第 3 条 補助金の額は、1 町会当たり 50 万円以内とする。

2 補助率は、補助対象経費の 10/10 とする。

(申請書等)

第4条 交付申請にあたっては、規則第3条に規定する書類及び事業計画位置図を提出するものとする。

2 補助事業対象施設の設定は、市及び土地改良区等の施設管理者と事前協議を行い、施設管理者の整備及び維持補修計画を勘案して適切に行うものとする。

3 交付申請書及び事業計画書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業費の20%を超える変更もしくは事業内容の変更をする場合においては、事業に係る補助金等変更承認申請書により市長の承認を受けること。ただし、事業内容の変更をする場合で、事業費の20%を超える変更をとみなさない軽微な変更にあつてはこの限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業に係る補助金等中止(廃止)承認申請書により市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業実施期間は、交付決定の翌日から交付年度末までとする。

(5) 補助事業実施に係る経費のうち、補助対象経費を除くすべての経費は町会が負担するものとする。

(6) 補助事業実施に係る人員は、事業主体の行政区画内に居住をするものとする。ただし、市長が必要であると認めるときはその限りではない。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要であると認めるときは、補助金交付決定額内で概算払いにより交付する。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付の請求にあたっては、規則第6条第3項の規定により補助金等(概算払)請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 事業完了後、規則第12条に規定する書類及び事業記録簿(別記様式第1号)並びに事業実施位置図を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、交付年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【公共施設等の整備及び維持補修】

対象公共施設等	対象	整備及び維持補修内容
道路	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の新設（急勾配や急カーブ、ぬかるみ等により通行に支障をきたしている箇所）</li> <li>・舗装の補修</li> <li>・砂利敷き整備及び補修</li> <li>・側溝（蓋含む）の新設（コンクリート蓋を基本とし、10m毎にグレーチング蓋を1枚設置すること。ただし、コンクリート蓋を設置できない側溝に関しては、この限りでない。）</li> <li>・側溝（蓋含む）の補修</li> <li>・防護柵の新設、補修</li> <li>・法面保護</li> <li>・不用木の伐採</li> <li>・側溝の泥上げ</li> </ul>
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設</li> <li>・除雪</li> <li>・草刈</li> </ul>
水路	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素掘りからコンクリート水路への更新</li> <li>・更新、補修</li> <li>・不用木の伐採</li> <li>・泥上げ</li> <li>・暗渠（パイプライン）の清掃</li> </ul>
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設</li> <li>・草刈</li> </ul>
公園	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の新設、補修</li> <li>・砂利敷き整備及び補修</li> <li>・施設（工作物）の補修及び塗装</li> <li>・遊戯施設の塗装</li> <li>・樹木の伐採</li> <li>・塀、生垣の補修</li> </ul>
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村公園管理委託業務内（尾上地域）で実施するもの</li> <li>・施設（工作物）の新設</li> <li>・遊戯施設の新設</li> <li>・樹木、生垣の新植</li> <li>・草刈</li> <li>・薬剤散布</li> </ul>

### 【原材料】

対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・アスファルト合材</li><li>・生コンクリート</li><li>・セメント</li><li>・砕石、砂、山土</li><li>・コンクリート二次製品（側溝、コンクリート蓋、L型擁壁等）</li><li>・鋼製材（溶接金網、グレーチング蓋、縞鋼板、ガードレール、転落防止柵等）</li><li>・木材（木杭、竹、型枠材）</li><li>・塗料</li><li>・管類（暗渠排水管、塩化ビニル管等）</li><li>・その他（芝、植生マット、防草シート等）</li></ul>
対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・標識（案内看板、管理用看板等）</li><li>・既製品の物置</li><li>・公園施設（ベンチ、テーブル、水のみ場、遊戯施設等）</li><li>・生垣等（苗木、庭木等）</li><li>・電気器具、設備（街灯、電球、配電ケーブル等）</li><li>・日常管理用品（洗剤、掃除用具、トイレトパー、薬剤等）</li><li>・その他、消耗部材、備品と判断されるもの</li></ul>

※事業実施により発生する廃棄物の処分費用は対象外とする。

### 【借上げ料】

対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ダンプトラック</li><li>・軽トラック</li><li>・クレーン付トラック</li><li>・バックホウ</li><li>・タイヤショベル</li><li>・振動ローラ</li><li>・コンクリートバイブレータ</li><li>・チェンソー</li><li>・発電機</li><li>・その他事業に必要な機械の借上げ料</li></ul>
対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・工具（ドライバー、ペンチ、スパナ、のこぎり等）</li><li>・草刈機、芝刈り機</li><li>・薬剤散布に伴う器具（散布器具、タンク、ホース等）</li></ul>

※特殊車両については、ホータ付の借上げ料を認めるものとする。

### 【燃料費】

対象	上記、借上げ料の対象となる機械に係る燃料費
----	-----------------------